

## 尾道市電子入札 Q&A

Q 電子入札の対象となる案件は？

A 原則として全ての案件を電子入札の対象としています。

契約課が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札及び随意契約に係る見積りは、電子入札の対象となります。

Q 電子入札等システムを利用しないと、電子入札対象の案件には参加できませんか？

A 原則として書面による参加はできません。

電子入札システムの利用者登録を終えていただくようお願いします。

Q 電子入札システムの利用者登録をした者が、書面で入札等に参加することはできますか？

A 電子入札システムの利用者登録をしたら、書面で参加することはできません。

ただし、代表者変更等による IC カードの再取得、IC カードの破損等による再発行等のやむを得ない理由がある場合に限り、書面による入札等ができることとしています。

この場合は、「書面参加申請書」を入札書等受付締切日時の 1 時間前までに契約担当課に直接提出する必要があります。

Q 電子入札の対象案件を知るには、どのようにすればよいのですか？

A 電子入札システムの指名通知、見積依頼又はホームページの入札公告を確認してください。

指名競争入札及び随意契約の案件は、指名通知又は見積依頼通知が電子入札システムから発行されます。(別に電子メールによるお知らせも併せて送信されます。)

指名通知又は見積依頼通知を速やかに確認するためには、毎朝、自社のコンピューターを起動した後、電子入札システムにログインするとともにメールソフトも立ち上げ、定期的にメールチェックをするようお願いします。

一般競争入札の案件は、尾道市ホームページに入札公告が掲載されますので、定期的に確認をするようお願いします。

なお、電子入札システムにて入札案件を確認するには、調達案件検索又は簡易調達案件検索画面より確認してください。

Q 電子入札対象案件の設計図書等（仕様書・図面等）の確認方法は、どうなりますか？

A 入札案件は、原則として尾道市ホームページに掲載して配布します。

設計図書等にはパスワードを設定しています。指名競争入札の場合のパスワードは電子入札システムで送付する指名通知書の備考欄に記載してありますが、条件付一般競争入札の場合のパスワードは指定形式で電子メールにより契約課への照会が必要です。

条件付一般競争入札の場合パスワードを照会していない場合は、設計図書等を受領・閲覧していないものとみなし、応札は無効とします。

随意契約に係る見積依頼分は、パスワードを付した状態で電子メールで依頼先業者に送信します。

Q 入札等を辞退する場合どうすればよいですか？

A 電子入札システムで、入札書等受付締切日時までに辞退届を提出してください。

辞退届の提出は、入札書等受付開始日時より前でも操作可能です。

また、入札書等受付締切日時までに入札書等が電子入札等システムのサーバーに未到着の場合は入札等を辞退したものとみなされますので、締切日時を忘れたり、間違ふことのないよう注意してください。

なお、入札等を辞退したことを理由に尾道市が不利益な取扱いを行うことはありません。

Q 誤って辞退届を提出してしまったら、取り消しできますか？

A 提出した辞退届の取り消しはできません。

辞退届を提出する際は、必ず内容を確認してください。

Q 電子入札等では、なぜ入札書の受付期間は2日間なのですか？

A 入札等参加者のため、一定の幅のある受付期間として2日間を標準としています。

なお、入札者又は見積参加者側のパソコンの障害発生等により、書面参加に変更しなければならない場合のリスク軽減の観点からも、極力1日目に入札書等の提出をお願いします。

Q 電子入札システムで提出した入札書等が、市へ受け付けられたことの確認はできますか？

A 入札書等が到着したら、入札書等受付票が自動的に発行されます。

また、電子メールによるお知らせも併せて送信されます。

Q 入札書等の受付期間中は、入札書等を自由に差し替えることができますか？

A 従来の書面入札等と同様に、書換え、引換え又は撤回はできません。

再入札等についても同様です。

また、再入札等の場合、再入札通知書等に前回の最低金額が表示されます。この最低金額を上回る入札は無効となります。

入札書等を提出する際は、必ず入札金額又は見積金額を十分に確認してください。

Q パソコン等の不具合で、締切時間までに入札書等が提出できなかつたらどうなりますか？

A 締切時間までに入札書等が届かない場合は、辞退したものとみなします。

入札書等受付締切時間までなら書面参加への切り替えも可能ですので、締切時間まで十分余裕を持って入札等を行ってください。(書面参加に切り替える場合、入札書等受付締切予定日時の1時間前までに書面参加申請書を提出してください。)

Q 入札等の結果は開札等予定日時になれば直ちに確認できますか？

A 開札等予定時間が到来すれば自動的に落札者等が決定するものではありません。

開札等の事務処理時間は、1件当たり概ね5分程度は要しています。当日の開札等の状況により事務処理が開札等予定日時を大きく越えることもありますので、ご了承ください。

Q 入札書等の提出後、開札等までの間に IC カードの有効期限が切れたらどうなりますか？

A 有効期限切れの IC カードを用いて提出された入札書は無効となります。

入札書等を提出する際は、必ず開札日時まで IC カードの有効期限があるかを確認してください。（日頃から、IC カードの有効期限に注意してください。）

Q 代表者氏名、商号又は名称、本店住所に変更があった場合、IC カードは使えますか？

A 変更があった場合は現在の IC カードは使用できません。

次のとおり手続きを行ってください。

- 1 「電子入札等システム申請内容変更届出書」を広島県に提出する。
- 2 IC カードの再購入手続きを行う。
- 3 尾道市に従来どおりの変更の手続き（「入札参加資格審査申請書変更届」を提出）をする。
- 4 再購入した IC カードで利用者登録を行う。既に通知されている利用者登録番号は、原則として変わりません。

手続きが間に合わない場合は、上記3までの手続き後、書面参加に切り替えて入札等を行ってください。（書面参加申請書の提出が必要です。）

事実と異なる情報が入っている IC カードを使用して、電子入札システムを利用すると、その行為は原則として無効となり、指名除外等の措置がとられることがあります。